

各県立学校長 様

保健体育課長

新型コロナウイルス陽性者発生時の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに厚く感謝申し上げます。

標記については、令和4年8月29日付け教保体第913号「新型コロナウイルス陽性者発生時の対応について（通知）」において、各学校長宛て通知しているところです。

このたび、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直しを行うこととされ、本県における当該見直し後の運用等の詳細が示されたことに伴い、県立学校における陽性者発生時の対応について以下の留意点をまとめましたので通知します。全数届出の見直しに伴う対応の詳細については、別途送付の令和4年9月27日付け教保体第1029号「全数届出の見直しに伴う県登録窓口への登録について（通知）」を参照願います。

なお、陽性者の療養期間及び濃厚接触者の考え方・待機期間、並びに、学校における感染可能期間における教育活動への参加状況の確認及び濃厚接触者相当の者の特定・対応等に関しては、従来どおりの取扱いとなりますので御留意願います。

1 陽性者発生時の対応の留意点

(1) 陽性者発生時の学校の対応

児童生徒等から学校へ陽性報告があった場合は、別紙「県立学校における陽性者発生時の対応フロー（R040926改定）」を参照の上、以下の手順で迅速かつ適切に対応願います。その際、陽性者登録の状況を確認いただき、未登録の場合（自宅等で自身が行う抗原検査キットによる陽性結果のみの場合など）は、必要に応じて県ホームページの案内などを行い、陽性者登録を促すようお願いいたします。また、「発症日（無症状の場合は検体採取日）」は臨時休業等検討の基準日になりますので、陽性者への聞き取りを十分に行い、的確に把握するようお願いいたします。

- ①陽性者登録の有無の確認 ※未登録の場合は登録の促進を
- ②最終登校日、発症日等の確認
- ③行動歴の整理
- ④状況に応じた措置の検討・対応

（濃厚接触者相当の者を含む児童生徒の出席停止、部活動停止、臨時休業等）

なお、臨時休業措置が必要な場合は、必ず保健体育課あて電話による一報を入れてください。

(2) 臨時休業等措置等における陽性者の対象範囲

臨時休業等の措置を講じる場合の陽性者は、診療・検査医療機関（オンライン診療含む）の受診や検査確定診断登録窓口への登録により陽性の確定診断を受けた者を対象とします。したがって、受診により陽性の確定診断を受けた場合は、陽性者登録の有無を問わず対象とします。ただし、その場合でも陽性者登録を促すようお願いいたします。

なお、感染拡大防止の観点から、学級等における体調不良者の発生状況等を踏まえ、学校長の判断により、児童生徒が確定診断を受ける前に、出席停止等必要な対策を講じることは差し支えありません。ただし、状況に応じて関係児童生徒・保護者等へ十分に説明を行った上、対応願います。

(3) 陽性者報告（初報）の提出

今回の全数届出の見直しに伴っての様式等の変更はありません。引き続き、別添「(提出用)【学校名】【R040901 様式】陽性者報告（初報）.xlsx」による第一報をお願いいたします。

なお、陽性者報告の対象者は上記（2）としますので御注意願います。

2 参考

(1) 【事務連絡】 令和4年8月4日付け県立学校部保健体育課長・教育総務部福利課長事務連絡「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」

(2) 関連する埼玉県ホームページ

① 【県HP】「新型コロナ陽性者登録」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/youseisya-touroku.html>

② 【県HP】「新型コロナ関連の症状でお困りの方へ」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpselect.html>

③ 【県HP】「新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者の療養・待機期間について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/jitaku/ryouyoukikan.html>

④ 【県HP】「濃厚接触者の考え方」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/noukousessyokusya.html>

担 当：健康教育・学校安全担当 脇田・峰岸

電 話：048-830-6963

E-mail：a6960-13@pref.saitama.lg.jp